資料５

第二回
デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

2026年11月2日

一般社団法人
全国銀行協会

預金取扱金融機関における１号電子決済手段の発行にかかる現時点見解

現時点の見解

- 現時点では、預金取扱金融機関において、3号電子決済手段（共同発行型を含む）及びトークン化預金について、具体的な活用可能性を見極めるための取組みが進められている。他方、**預金取扱金融機関本体による1号電子決済手段の発行については、直ちに進めるべき具体的なニーズが明確になっている状況にはない**。
- 今後、1号電子決済手段でなければ実現が困難な明確な利用目的や発行ニーズが顕在化した場合には、**利用者財産の保全・利用者保護、金融システム・金融仲介機能への影響等の制度面を整理**する必要がある。ただし、その際には、預金トークンとの整理も含め、広範な整理が必要と考えられる。

1. 背景・経緯

- 2024年11月21日の金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」第5回会合において、デジタルマネーを「発行者」と「流通範囲・発行者の関与」の2軸で整理する考え方が示された（右表参照）。**預金取扱金融機関が発行する1号電子決済手段は、銀行預金やトークン化預金とは異なる（D）の領域**として整理された*1。
- 同会合において、**全銀協からは、当時の銀行界において預金取扱金融機関本体による1号電子決済手段の発行について具体的なニーズは乏しい**との認識を示した。その上で、将来的な環境変化によりニーズが生じる可能性を踏まえ、利用者財産の保全、流動性・金融仲介機能への影響等を含め、引き続き検討する必要があるとした*2。
- 2025年1月22日公表の報告書では、具体的な発行ニーズや実績が乏しいことを踏まえ、**当面は内外の情勢を見極めながら、中長期的な課題として検討することが適切**と整理された*3。

■ 金融庁「『デジタルマネー』と利用者財産の保全」
（金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」(2024年11月21日)

流通の範囲や発行者の関与 ＼ 発行者	預金取扱金融機関	資金移動業者	信託銀行 信託会社・外国信託会社
i) 本人確認済みの者にのみ移転可能、かつ、 ii)移転に発行者が関与	(A) 預取発行デジタルマネー・トークン化預金 銀行預金の枠組み 健全性規制＋預金保険で利用者財産の保全	(B) 資金移動業デジタルマネー 供託等による資産保全で利用者財産の保全	(C) 電子決済手段 ※３号電子決済手段（特定信託受益権） 信託財産による保全で利用者財産の保全
上記i)又はii)のいずれかを満たさない ※いわゆるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いた電子決済手段が該当	(D) 電子決済手段 ※ 預取が発行する１号電子決済手段 発行について慎重な検討が必要	(C) 電子決済手段 ※ 資金移動業者が発行する１号電子決済手段 供託等による資産保全で利用者財産の保全	

出所：
*1 金融庁「『デジタルマネー』と利用者財産の保全」（金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」第5回資料1、2024年11月21日）
*2 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」第5回議事録（2024年11月21日）
*3 金融庁「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」（2025年1月22日）pp.21-22

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

預金取扱金融機関における１号電子決済手段の発行にかかる現時点見解

2. 1号電子決済手段の活用可能性と現時点見解

- 預金取扱金融機関本体による、1号電子決済手段の発行が制度上可能となる場合、銀行本体が発行者及び償還者として、発行・償還・顧客管理等を一体的に行えることとなる。この点、信託契約に基づき信託財産を管理する仕組みを採用する3号電子決済手段と比べ、**契約関係や業務運営の構造を簡素化し、機動的なサービス設計を行える余地**がある。（なお、預金トークンの制度上の整理は現時点で必ずしも明確ではない。）
- 銀行本体の信用力を直接活用できるほか、発行に伴い受け入れた資金を銀行の資金調達、運用及び金融仲介機能と接続できる可能性があり、一定の制度的・経済的意義が認められ得る。
- 証券・MMF等とのDvP、国債レポ、担保移転、クロスボーダー決済等について、**3号電子決済手段やトークン化預金では十分に対応できない機能や取引領域が明確になれば、1号電子決済手段の活用可能性**が高まる。
- もっとも、現時点では、想定される主要なユースケースの多くについて、3号電子決済手段やトークン化預金によっても対応できる可能性があり、**1号電子決済手段に固有の優位性が明確になっているとはいえない**。

3. 預取発行１号電子決済手段の制度上の論点

- 預金取扱金融機関本体による、1号電子決済手段の発行を制度上認めるには、**利用者財産の保全・利用者保護、金融システム・金融仲介機能への影響等について、主に下記の制度・実務面の整理が必要**との理解。

① 利用者財産の保全・利用者保護	✓ 銀行預金とは異なる負債に対しては、預金保険制度の適用が困難であるため、裏付け資産の種類・保有形態、発行見合い金の管理・運用、分別管理及び倒産隔離等による利用者財産の保全方法を整理する必要。 ✓ 預金との誤認を防止するため、商品性、償還条件、損失発生の可能性及び利用者の法的地位を明確に説明する必要。 ✓ 発行銀行の破綻時における償還請求権の順位、裏付け資産の保全、返還手続及び償還までの期間を明確にする必要。 ✓ パーミッションレス型を含むAML/CFT・不正利用リスクについて、KYC、ホワイトリスト、送受金先管理、取引上限及びモニタリング等による対応を整理する必要。
② 金融システム・金融仲介機能への影響	✓ 要求払い性の負債である1号電子決済手段の発行及び、預金からの大規模な振替に伴う、銀行の流動性・バランスシート、金融仲介機能及び金融システムへの影響を検証する必要。 ✓ 大量償還・ストレス時に備えた流動性、償還原資及び対応方針を整備する必要。 ✓ 発行見合い金の管理・運用の可否及び方法、裏付け資産の構成並びにNSFR等の流動性規制上の取扱いを整理する必要。

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

第二種資金移動業の一件百万円上限規制の見直しに関する見解

総合的見解

- 現行制度は、取引金額に応じてリスクの程度を類型化し、それに対応する規制強度を段階的に設定した制度である。
- 第二種資金移動業について、**現行の登録制、資産保全、滞留管理その他の規制枠組みを維持したまま、一件当たり百万円の送金上限のみを撤廃又は緩和することは、極めて慎重に検討されるべき**である。

1. 背景・経緯

- 資金決済法上、第二種資金移動業者が取り扱うことのできる為替取引は、政令で定める額以下に限られており、資金決済法施行令により、その上限が一件当たり百万円と定められている。この百万円上限は、第二種資金移動業（登録制）と、百万円を超える高額送金を取り扱う第一種資金移動業（認可制）を区分する、制度上の重要な境界である。
- 現行制度は、取引金額に応じて、認可、資産保全、滞留管理及び破綻時対応等の規制を段階的に設定している。

■ 資金移動業の分類

	第一種	第二種	第三種
送金上限額	上限なし	100万円以下/件	5万円以下/件
参入形式	登録＋認可	登録	登録
滞留規制	原則滞留不可 ※具体的な送金指図がある場合のみ資金を受入れ可 ※新たな保全方法を採用し一定の体制を整備している場合には滞留期間緩和	滞留可 ※受入額100万円を超える場合には送金と無関係の資金を滞留させない体制整備を義務付け	滞留可 ※受入上限額は5万円
利用者資金保全	供託・保証・信託で全額保全		左記に代えて、預貯金等管理も可
	営業日ごとに要履行保証額を算定し、2営業日以内に保全	一週間以内の算定期間における要履行保証額の最高額以上の額を、算定期間の末日の翌日から3営業日以内に保全	

出所：金融庁「事務局説明資料」（金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」第2回資料 2024年10月17日）、高見 柊「資金決済法の実務Q&A」（中央経済社）を基に全銀協作成

■ 資金決済法上の制度経緯

時期	制度上の対応
2009年	資金決済法により資金移動業を創設。銀行以外の事業者の参入を認める一方、利用者保護及び破綻時の影響を限定するため、為替取引を**一件当たり百万円以下**に制限。
2020年	高額送金需要に対応し、上限を単純に撤廃するのではなく、取引額・リスクに応じて**第一種・第二種・第三種に再編**。百万円超の高額送金は、認可制の第一種で取り扱う制度とした。
2022年	電子決済手段制度を導入。1号電子決済手段の発行について第二種が選択肢となり得る一方、**一件当たり百万円の上限及び第一種との制度区分は維持**。
2025年	利用者資金の保全・返還制度を見直し、第一種を中心に、保証機関・信託会社等による**直接返還型の保全方法や一定の滞留を認める制度を整備**。

出所：各種公開資料を基に全銀協作成

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

第二種資金移動業の一件百万円上限規制の見直しに関する見解

2. 上限見直しに極めて慎重な検討が必要な理由

① 資産保全までのタイムラグ

- ✓ 資金決済法は、第二種について、一週間以内で事業者が定める算定期間ごとに、その期間中の要履行保証額の最高額以上を、算定期間の末日から3営業日以内に供託することを求める。3営業日は暦日ではないため、土日祝日をはさむ場合は、発生から保全完了までの暦日数は10日を超え得る。
- ✓ 例えば、算定期間の途中で発行残高や未達債務が急増した場合、その増加分については、次回の算定及び供託等が完了するまで、実際の未達債務額に見合う保全が確保されない可能性がある。
- ✓ 一件当たり百万円の上限は、事業者全体の発行残高を制限するものではないが、少なくとも一件当たり又は一利用者当たりの高額なエクスポージャーを抑え、高額取引をより厳格な規制類型である第一種へ振り分ける機能を有する。
- ✓ 第一種については、高額送金を前提として、より短い保全サイクル、認可制、業務実施計画及び滞留管理等が設けられている。したがって、第二種について、こうした追加的な規律を導入せずに上限のみを撤廃することは、取引額に応じて規制を段階化する現行制度と整合しない。

② 破綻時返還の長期化

- ✓ 資金移動業者が破綻した場合、従来型の供託等を利用している事業者では、まず供託手続を経て利用者への還付を行う必要があり、利用者が資金を受け取るまで最低170日を要する可能性がある。
- ✓ 2025年改正により、銀行・信託会社等から利用者へ直接返還する方法が新たに認められたが、これはあくまで選択肢の追加であり、すべての第二種資金移動業者に義務付けられたものではない。
- ✓ したがって、従来型の供託等のみを利用する事業者については、上限を緩和した場合でも、破綻時に利用者資金の返還が長期化する可能性が残る。
- ✓ 第一種の滞留期間を最長2か月へ延長する2025年の改正では、保全すべき利用者資金の全額について、新たな直接返還型の方法を採用し、早期かつ確実に弁済できる体制を整備することを条件とした。直接返還を義務付けないまま、第二種の上限のみを緩和することは、この考え方と整合しない。

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

第二種資金移動業の一件百万円上限規制の見直しに関する見解

2. 上限見直しに極めて慎重な検討が必要な理由（続き）

③ 金融システムへの影響

- ✓ 上限緩和が直ちにシステミックリスクを生じさせるとは断定できないが、発行残高や利用規模が拡大し、償還請求が集中した場合には、銀行預金の流出や流動資産の売却を通じて、銀行・国債・短期金融市場に影響が及ぶ可能性がある。
- ✓ 電子決済手段は24時間移転可能であるため、従来の現金・預金に比べて償還請求が短時間に集中しやすく、いわゆる「デジタル・ラン」を通じて金融機関の流動性に影響を及ぼすおそれがある。
- ✓ 高額な電子決済手段が法人間決済に広く利用される場合、発行者の破綻や返還遅延が、単に当該電子決済手段の保有者の損失にとどまらず、給与・仕入・税公金等の支払停止を通じて、利用者以外の取引先にも波及する可能性がある。
- ✓ 高額な電子決済手段の取扱いについては、第二種の上限を撤廃又は緩和するのではなく、現行制度上、高額送金を対象とする第一種資金移動業として、認可及び追加的な監督の下で取り扱うことが基本となる。
- ✓ さらに、電子決済手段の普及に伴い、銀行預金等から電子決済手段への資金移行が進む場合には、銀行の預金調達基盤や信用創造機能に甚大な影響が生じ、金融システムや経済に悪影響が生じる可能性がある。この観点からも慎重な検討が必要である。

④ AML/CFT・金融犯罪対策上のリスク

- ✓ ステーブルコイン等は、即時性・流動性・国境を越えた移転可能性を有する一方、犯罪収益、テロ資金及び制裁対象資金の移転に利用されるリスクがある。特に、高額性、自由流通性、P2P取引及びクロスボーダー性が組み合わさる場合、通常の本人確認・取引監視だけでは対応が困難となり得る。
- ✓ パブリックチェーンでは、ウォレットの実質的支配者、資金源及び取引目的を常に把握できるとは限らず、複数ウォレット、DEX、ブリッジ、海外事業者等を通じて、AML/CFT及び制裁対応を回避される可能性がある。
- ✓ 百万円上限はAML/CFTのみを根拠とするものではないが、高額資金の短時間移転を抑制し、監視・確認の機会を確保するリスク低減措置の一つであるため、上限の見直しには極めて慎重な検討を要する。
- ✓ 第一種は認可制であり、高額送金を前提とする事業計画及び業務体制が事前審査される。そのため、認可・監督過程において、事業規模及びリスクに応じたAML/CFT態勢が確認され得る。
- ✓ 高額・自由流通型の電子決済手段は、実質的支配者・ウォレット所有者の確認、リアルタイム監視・制裁スクリーニング、移転停止・凍結機能、24時間対応、責任分担及び独立監査等を制度化し、当局による事前検証を経ることが前提となる。

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION